

国内経済要録

◇公定歩合の引下げ

日本銀行は、当面の経済情勢にかんがみ、財政面からの諸施策とも併せ景気の着実な回復に資するため、この際金利全般の低下を一段と促進していくことが適当と判断し、公定歩合を0.75%引下げ(9月3日決定)、9月5日から実施した。

(単位・年%)

	変更後	変更前
商業手形割引歩合ならびに 国債、特に指定する債券ま たは商業手形に準ずる手形 を担保とする貸付利子歩合	4.25	5.00
その他のものを担保とする 貸付利子歩合	4.50	5.25

◇「景気の現状認識と当面の対策について」

政府および自由民主党は8月3日、当面の経済情勢等をめぐる首脳会議を開催し、最近の経済情勢にかんがみ、8月末を目的に総合的判断を行い、必要な場合には財政、金融政策を含め総合的な経済対策を講ずることとともに、当面直ちに実施しうる対策として下記の対策を早急に検討し、できるものから実施していくこととした。

1. すでに決定した対策の効果浸透の促進

公共事業については、上半期末における契約進捗率が73%となることを目的として引続き施行促進を図る。また、地方公共団体においても事業の円滑な執行を図るよう要請するとともに、引続き、補助金の早期決定交付、手続きの簡素化等に配慮する。

2. 電力業設備投資の促進

地元対策等の推進により電源立地を促進するとともに、発注繰上げの一層の推進により、電力投資の拡大を図る。

3. 石油備蓄基地の建設促進

54年度末90日分石油備蓄を達成するため、共同石油備蓄基地の建設推進を図る。

4. プラント輸出の促進

生産波及効果が大きく、相手国との摩擦も少ないプラント輸出について、その促進を図る。

5. 経済協力の推進

経済協力の全般的拡充を図るとともに、特に開発途上国の要望が強い商品援助についても、その拡充を図る。

6. 不況業種対策

構造的な不況業種、最近の円高に伴う打撃の大きい業種について、各業種の実情に応じた対策を講ずる。その際、中小企業には特段の配慮を行う。

◇「総合経済対策」

政府は9月3日、経済対策閣僚会議において、最近の経済情勢にかんがみ、景気の着実な回復を図り、雇用の安定を確保するとともに、対外均衡にも資するため、次のとおり総合的な経済対策を講ずることを決定した。

1. 財政・金融上の措置

(1) 公共投資等について、52年度において、次のとおり、総額2兆円程度の事業規模の追加を行う。

イ. 公共事業等について、国民生活充実の基盤となる事業等を対象として約1兆円の事業費の追加を行う。

ロ. 住宅金融公庫について10万戸の貸付わく(事業規模約8,700億円)を追加する。

ハ. 地方単独事業について、河川、下水道、地下鉄等の事業を対象として地方債の追加を行い、約1,500億円の事業費を確保する。

(2) 公共事業等について引続きその施行の促進を図る。

また、地方公共団体においても、上記追加事業の早期予算化を図るとともに、すでに予算計上している事業について、引続き施行促進を要請する。

(3) 民間金融機関による個人向け住宅に対する融資額の増加および金利の引下げに引続き努力する。

(4) 企業経営面における金利負担を軽減し、ひいては雇用の安定と確保に資するため、金利全般にわたり、その水準の引下げを図る。

2. 民間需要の喚起策

(1) 民間設備投資の促進

イ. 各般の地元対策を推進することにより、電源立地を促進するとともに、発注繰上げの一層の推進を図る。

ロ. 共同石油備蓄基地等の建設促進を図る。

ハ. 日本開発銀行および中小企業金融公庫の技術振興融資等の活用を図る。

(2) 海外大型投資の促進

生産波及効果が大きく、相手国の需要に即し、かつ、摩擦も少ない海外大型投資について、その促進を図る。その際、新規に発足する輸出保証保険(ボンド保険)制度について、その積極的活用を図る。

(3) 消費者信用の条件改善

- イ. 自動車および家電製品について、割賦販売標準条件の緩和等を図る。
- ロ. 民間金融機関による消費者ローンの増加および金利の引下げに努力する。

3. 構造不況業種対策

- (1) カルテル実施等業種業態に応じた生産・価格調整対策を行うとともに、在庫、減産のための金融の円滑化を図る。
- (2) 過剰設備の廃棄、凍結等を指導する。また、中小企業振興事業団の設備共同廃棄事業融資の活用等金融面において所要の援助を行う。
- (3) 中小企業事業転換対策臨時措置法等による指導および助成を推進する。また、日本開発銀行、中小企業金融公庫等の事業転換融資制度を活用する。
- (4) ナフサ関連業界の実情にかんがみ、ナフサの輸入拡大に弾力的に対処するとともに、ナフサの価格について石油業界と需要業界との調整を進める

4. 中小企業対策

- (1) 為替変動により著しい影響を受ける輸出関連中小企業等への資金確保を図るため、中小企業為替変動対策緊急融資制度を創設する。
- (2) 中小企業倒産対策緊急融資制度を昭和53年3月31日まで延長する。
- (3) 不況の影響の著しい中小企業の資金調達の円滑化を図るため、業種の実情に応じ、中小企業信用保険法に基づく不況業種の指定の追加を行う。
- (4) 都道府県の倒産防止制度融資の活用を図るとともに、これに対する中小企業信用保険公庫の融資基金による支援に努める。

5. 雇用対策

(1) 雇用安定資金制度の活用

失業の防止と雇用の安定を図るため、業種指定を活用し、必要な教育訓練・休業等に対する助成を行う。

(2) 特定産業離職者に対する雇用促進給付金制度の活用構造不況業種からの離職者の再就職を促進するため、業種指定を活用し、当該業種からの離職者を雇い入れる事業主に対して助成を行う。

(3) 公共職業安定所において緊急かつ徹底的に求人開拓を実施する。

(4) 移転就職者の再就職を促進するため、移転就職者用宿舍の建設を促進するとともに、なお建設戸数を追加する。

6. 物価対策

(1) 景気対策の実施に伴い需給改善が進む中で、価格の安易な引上げが行われないよう監視する。

(2) 国民生活に密接な関連を有する生活必需品等の価格動向を監視し、その安定的供給の確保、輸入政策の活用等価格安定のための対策を推進する。

(3) 円高による輸入品価格低下の効果を国内販売価格に極力反映させるよう努める。このため、主要輸入消費財等に関する価格動向調査の結果について、消費者等に対する情報提供を行うとともに、必要に応じ、関係業界に対する指導等適切な対応を図る。

7. 対外経済対策

原燃料の備蓄の強化、繰上げ輸入の実施等により輸入の促進を図るほか、経済協力の推進、円建外債の発行促進等を通じ対外均衡に資するように努める。また、世界経済の健全な発展を図るため東京ラウンドに積極的に取り組む。

◇在日米軍等による円資金調達方法の変更

在日米軍(在日米国大使館を含む)が必要とする円資金の調達について、大蔵省は、従来の、外国為替資金特別会計が直接米軍に対し米ドルを対価に円資金を売却する方法(いわゆる円セール)を、外国為替市場を通ずる調達方法に改めることを決定、その旨を発表した(8月15日)。この措置は、準備が整い次第、実施される予定。